

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

目 次

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）・・・1
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）・・・1

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）
（給付の種類）

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養給付（警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が負傷し又は疾病にかかった場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）
 - 二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治っていない場合において存する障害に対する給付）
 - 三 障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治った場合においてなお存する障害に対する給付）
 - 四 介護給付（協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付）
 - 五 遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）
 - 六 葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）
- 2 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

第六条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国が行う給付については、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくして政令で定める。

2 （略）

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（抄）
（給付基礎額）

第五条 法第五条に規定する給付（療養給付及び介護給付を除く。）を行うには、給付基礎額を基準として行う。
2 給付基礎額は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二

3 百円を超えない範囲内においてこれを増額した額をもつて給付基礎額とすることができる。
3 4 (略)

(介護給付の範囲、金額及び支給方法)

第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受け権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として警察庁長官が定めるものに入所している場合

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く）

。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千五百三十円を超えるときは、十万四千五百三十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要

する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千七百二十円以下である場合に限る。） 五万六千七百二十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百七十円を超えるときは、五万二千二百七十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千三百六十円以下である場合に限る。） 二万八千三百六十円